

名古屋市告示第 399 号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和 6 年 8 月14日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

令和 6 年 8 月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	八番町南北支線第 14号線	名古屋市熱田区八番二丁目 2209番地先から	前	0.018	19.57 ～ 31.43	第 1 図 附 図
			名古屋市熱田区八番二丁目 2209番地先まで	後	0.018	14.54	

2 道路の区域変更及び供用開始

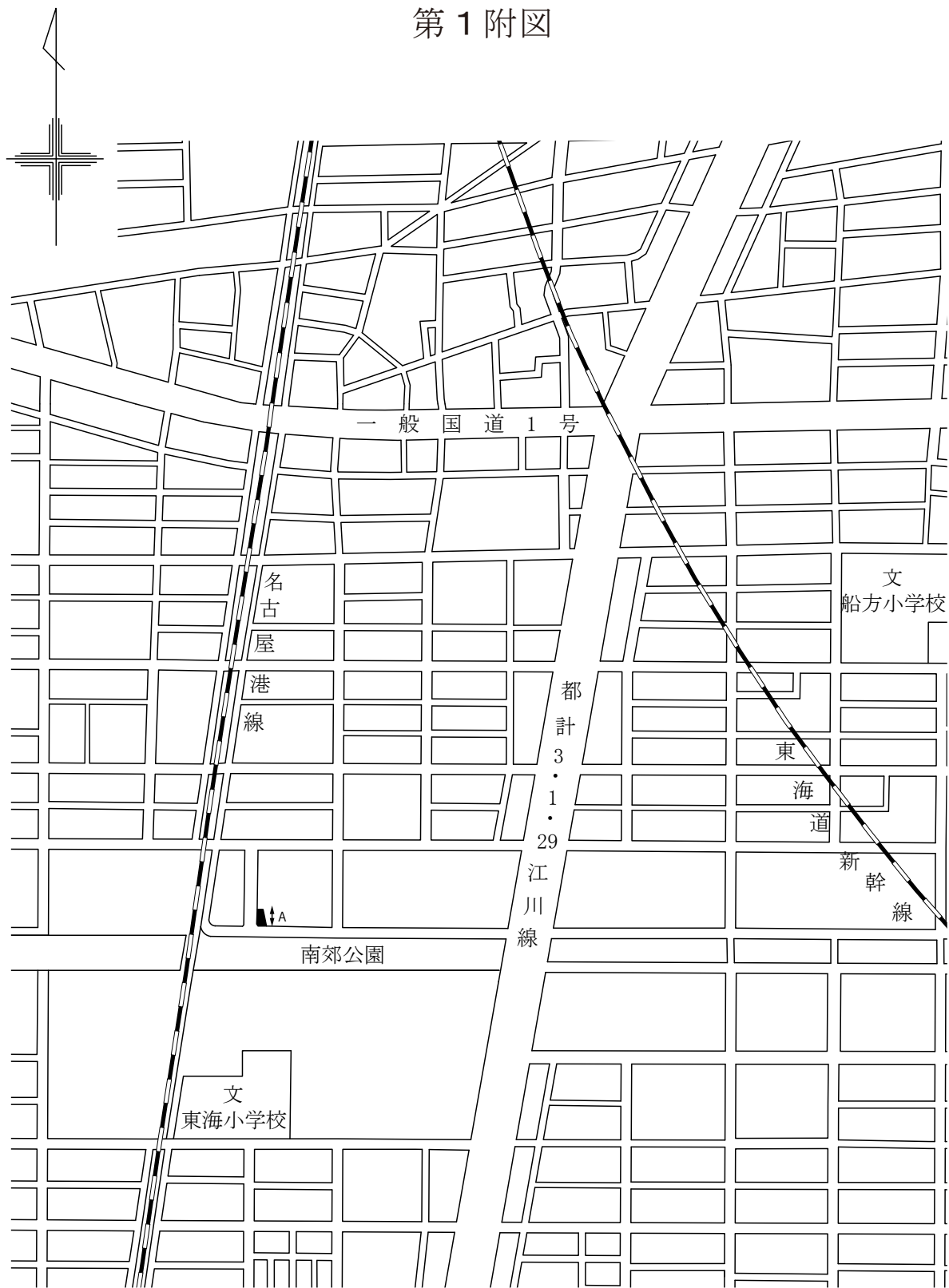
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	有松第39号線	名古屋市緑区有松幕山 411 番の 8 地先から	前	0.037	平均 2.50 3.74	第 2 図 附 図
			名古屋市緑区有松幕山 409 番の12地先まで	後	0.037	3.71 ～ 4.00	

3 道路の供用開始

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	藤塚線	名古屋市守山区幸心二丁目1101番地先から 名古屋市守山区新守西 409 番地先まで	第 3 附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図



凡 例

 区域変更により廃道する部分

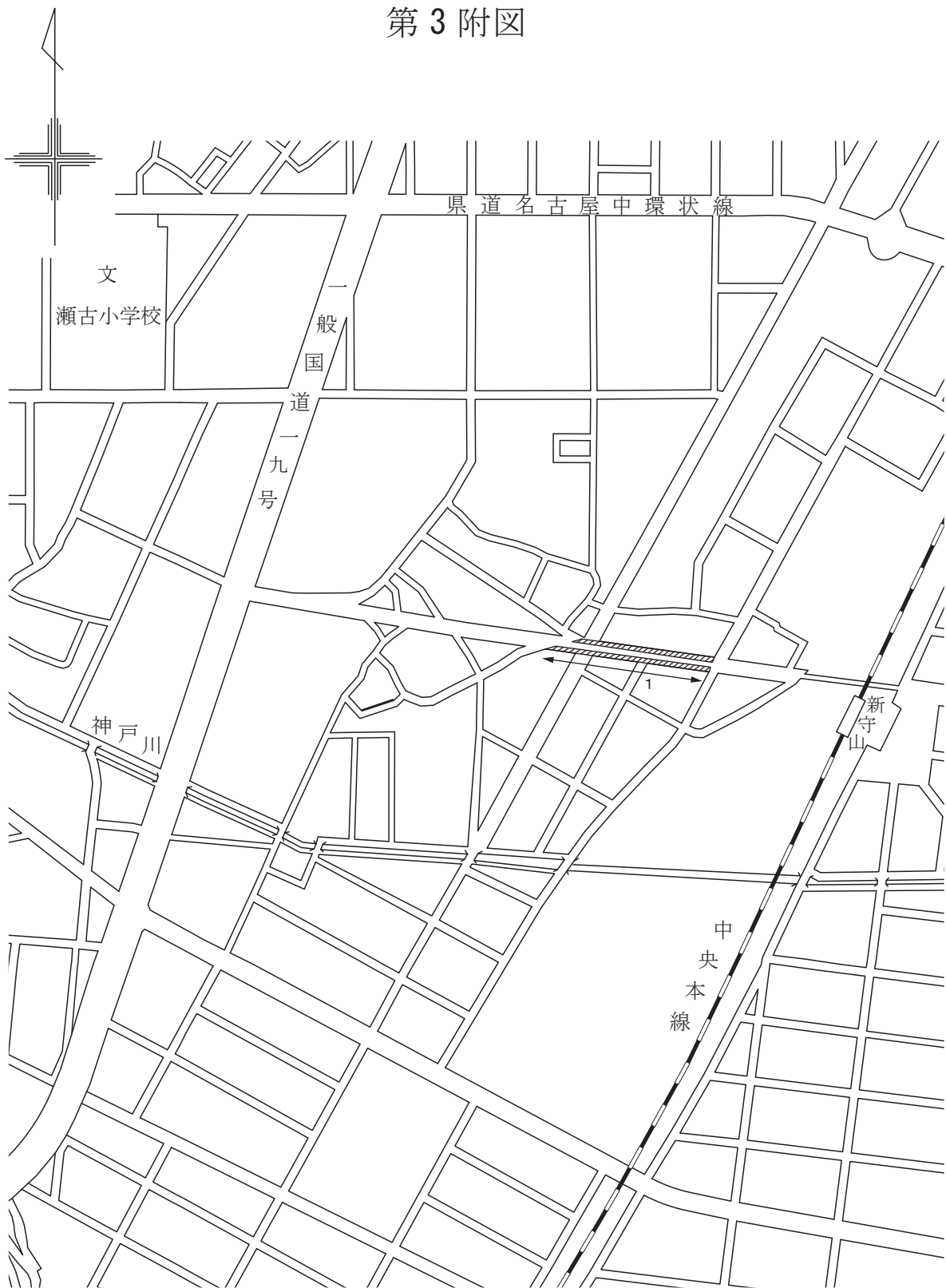
第 2 附図



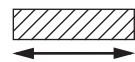
凡 例

-  区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分
- 

第 3 附図



凡 例

 道路の供用を開始する部分